



愛研技術通信

掲 示 板

法令・告示・通知・最新記事・その他

○「水銀に関する水俣条約」に伴う水銀に関する国内法の最近の動き

水銀対策を世界規模で行う必要が認識され 2010 年から国連環境計画 (UNEP) において検討されてきた「水銀に関する水俣条約」が、2013 年 10 月に熊本市及び水俣市で開催された外交会議において採択されました。

それに伴い国内においても様々な水銀対策が行われることになりました (図:「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策」参照)。そのうち「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」と「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が本年 3 月 10 日に閣議決定、今国会 (第 189 回国会) に提出され成立、6 月 19 日に公布されました。

それらの内容について、閣議決定時点での環境省の報道発表資料からご紹介します。

なお、関係政省令などについては 7 月 1 日現在未公布ですが、内容が明らかになった時点でご紹介する予定です。

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案及び大気汚染防止法の一部を改正する法律案の閣議決定について (お知らせ)

平成 27 年 3 月 10 日 環境省報道発表資料 抜粋

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律案」が本日閣議決定されましたので、お知らせします。両法律案は、水銀による地球規模での環境汚染を防止することを目的とする「水銀に関する水俣条約」の担保措置等を講ずるものであり、第 189 回国会に提出する予定です。

1. 背景

水銀による地球規模での環境汚染を防止するため、我が国が議長国を務めて熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択されました。両法律案は、同条約を担保するための措置等を講ずるものです。なお、同条約は 50 箇国の締結の日後 90 日目に発効することとされています。

2. 法律案の概要

(1) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案 ※経済産業省との共同提出

[1] 計画の策定

我が国の水銀対策の全体像を示す「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定する。

[2] 水銀鉱の掘採の禁止

[3] 特定の水銀使用製品の製造等に関する措置

特定の水銀使用製品について、許可を得た場合を除いて製造を禁止するとともに、部品としての使用を制限し、現在把握されていない新たな用途で利用する水銀使用製品については製造・販売を抑制する。また、水銀使用製品の適正な分別回収のため、国・市町村・事業者の責務を設ける。

[4] 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止

[5] 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止

[6] 水銀等の貯蔵に関する措置

水銀等の環境上適正な貯蔵のための指針を定め、水銀等を貯蔵する者に対して定期的な報告を求める。

[7] 水銀を含有する再生資源の管理に関する措置

水銀含有再生資源（条約上規定される「水銀廃棄物」のうち、廃棄物処理法の「廃棄物」に該当せずかつ有用なもの。非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジなど。）の環境上適正な管理のための指針を定め、水銀含有再生資源を管理する者に対して定期的な報告を求める。

[8] その他

罰則等の所要の整備を行う。

(2) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

[1] 水銀排出施設に係る届出制度

一定の水銀排出施設の設置又は構造等変更をしようとする者は、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

[2] 水銀等に係る排出基準の遵守義務等

届出対象の水銀排出施設の排出口の水銀濃度の排出基準を定め、当該施設から水銀等を大気中に排出する者は排出基準を遵守しなければならないものとする。都道府県知事は、当該施設が基準を遵守していないときは、必要に応じ勧告・命令ができるものとする。

[3] 要排出抑制施設の設置者の自主的取組

届出対象外であっても水銀等の大気中への排出量が相当程度である施設について、排出抑制のための自主的取組を責務として求めるものとする。

[4] その他

罰則等の所要の整備を行う。

3. 施行期日

(1) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律案

我が国について条約が効力を生ずる日から施行する。ただし、2. (1) [3] の一部については別途政令で定める日から施行する。

(2) 大気汚染防止法の一部を改正する法律案

我が国について条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日から施行する。



水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策：世界の水銀対策をリード

背景

世界規模で水銀対策を行う必要性が認識され、2010年から条約作成のための政府間交渉を開始

我が国がホストを務めた国連環境計画主催の外交会議（於：熊本市、水俣市）において、水銀に関する水俣条約の採択（2013年10月）

水俣病を経験した我が国として、同条約を早期に締結するとともに追加的措置を講じ、世界の水銀対策をリードすることが必要
（条約発効要件：50ヶ国の締結の日後90日目）

対策の概要

水銀等による環境の汚染の防止に関する計画の策定（条約第20条 実施計画） ※水銀等：水銀又は水銀化合物

○水銀のライフサイクル全般にわたる包括的な対策を講ずる

水銀による環境の汚染の防止に関する法律案（新法）①

水銀探掘、水銀等の使用禁止

新法② 水銀鉱の探掘の禁止（条約第3条3 水銀の一次探掘）

新法③ 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止（条約第5条 水銀等を使用する製造工程の禁止）

新法④ 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（条約第7条 青銅・小規模金採掘）

日本では実態なし

汚染された場所の特定・評価・危険減少措置（条約第12条 汚染された場所）

・土壌汚染対策法・水質汚濁防止法により担保済み

輸出入の規制（条約第3条6・8、条約第4条 水銀・水銀添加製品の輸出入）

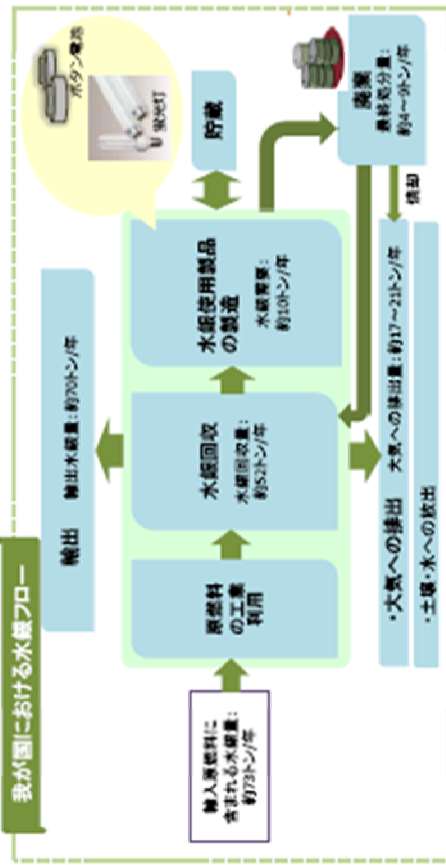
- 外国為替及び外国貿易法改正
 - ・特定の水銀の輸入規制
 - ・特定の水銀等の輸出の原則禁止
 - ▷条約上許可されない用途・金探掘目的の輸出禁止
 - ▷輸出の厳格な事前審査・事後報告
 - ・特定の水銀使用製品の輸出入の原則禁止

水銀使用製品の製造規制等（条約第4条 水銀添加製品）

- ・特定の水銀使用製品の製造の原則禁止 **新法⑤**
- ・新用途水銀使用製品の製造・販売の抑制（参考）水銀使用製品の適正な分別回収のための責務

水銀等の貯蔵（条約第10条 暫定的保管） **新法⑥**

- ・水銀等の貯蔵の指針の策定
- ・貯蔵の状況に係る定期報告



大気への排出の規制（条約第9条 大気への排出） **新法⑦**

- ・一定の水銀排出施設に係る届出制度の新設 **大気汚染防止法改正案**
- ・届出対象の水銀排出施設の水銀濃度の排出基準の遵守義務付け
- ・届出対象外であっても排出量が相当程度である施設の排出抑制の自主的取組

土壌・水への放出の規制（条約第9条 土壌・水への放出）

- ・水質汚濁防止法により担保済み

廃棄物の管理（条約第11条 水銀廃棄物）

- 廃棄物処理法上の廃棄物：廃棄物処理法改正
 - ・廃棄物水銀等の処理基準の策定等
- 水銀等を含む再生資源（廃棄物処理法上の廃棄物に該当しないもの） ※非鉄金属製錬から生ずる水銀含有スラッジ等
 - ・水銀含有再生資源の管理の指針の策定
 - ・管理の状況に係る定期報告

○平成 26 年度愛知県大気汚染調査結果並びに公共用水域及び地下水の水質調査結果について

平成 26 年度大気汚染調査結果について

(平成 26 年 6 月 16 日 愛知県記者発表資料 抜粋)

愛知県及び大気汚染防止法に定める 4 政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市）は、同法第 22 条第 1 項の規定に基づき、二酸化硫黄等の大気汚染常時監視及びベンゼン等の有害大気汚染物質のモニタリングを行いました。調査結果の概要は次のとおりです。

○大気汚染常時監視結果

- ・ 二酸化硫黄及び一酸化炭素は、すべての測定局で環境基準を達成しました。（平成 25 年度と同様）
- ・ 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、すべての測定局で環境基準を達成しました。（平成 25 年度はそれぞれ 1 局を除き、環境基準達成）
- ・ 光化学オキシダントは、すべての測定局で環境基準を達成しませんでした。（平成 25 年度と同様）
- ・ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、52 測定局中 12 局で環境基準を達成しました。（平成 25 年度は 32 局中 2 局達成）

○有害大気汚染物質のモニタリング結果

- ・ 環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質は、すべて環境基準を達成しました。（平成 25 年度と同様）
- ・ 指針値が設定されているアクリロニトリル等 9 物質は、すべて指針値を満足しました。（平成 25 年度と同様。なお、マンガン及びその化合物は、平成 26 年 5 月に指針値設定）

平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質調査結果について

(平成 26 年 6 月 16 日 愛知県記者発表資料 抜粋)

愛知県では、水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定により作成した「平成 26 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画」に基づき、関係機関（愛知県、国土交通省及び水質汚濁防止法に定める 6 政令市（名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市）が行った県内の水質調査結果をとりまとめました。

その概要は次のとおりです。

○公共用水域の水質調査結果

- ・ 健康項目
河川、海域等の 141 地点で調査をした結果、名古屋市内水域の 1 地点を除く 140 地点において、すべての項目で環境基準を達成しました。
- ・ 生活環境項目
河川における BOD の環境基準の達成率は、長期的な推移をみると改善傾向にあり、昭和 48 年度の調査開始以来、初めて 100%になりました。
海域における環境基準の達成率は、COD が 45%、全窒素が 100%、全リンが 67%であり、長期的な推移をみるといずれの項目においても概ね横ばいです。
また、水生生物の保全に係る環境基準の達成率は、基準項目である全亜鉛、ノニルフェノール、LAS について、それぞれ河川で 79%、100%、98%、海域で 100%、100%、100%でした。

○地下水の水質調査結果

県内の全体的な地下水質の概況を把握するため 119 地点で調査をした結果、105 地点では調査を行ったすべての項目で環境基準を満たしており、14 地点では環境基準を超過した項目がありました。

環境基準を超過した 14 地点のうち、新たに超過が判明した 11 地点については、汚染井戸周辺地区調査を行うとともに井戸所有者に対する飲用指導を実施しました。環境基準を超過した 14 地点については、今後も調査を継続していきます。

つれづれ水紀行

第20回 剣山・御神水（つるぎさん・おしきみず：徳島県三好市）

今回は、四国徳島県の剣山（1955m）頂上直下にある、登山者だけが味わえる名水。

剣山は、石鎚山とともに四国から2座、深田久弥の日本百名山に挙げられ、1982mの石鎚山に次ぐ西日本第二の高峰である。徳島自動車道美馬 I.C. から徳島県西部の山深い地域を1時間余り、最後はつづら折れの急坂を上って登山基地の山の越に着く。そこからはリフトが設けられて比較的訪れやすい山ではあるが、今回は登山が主目的なのでリフトを使わず、霧雨の中の樹林帯をゆっくり登っていく。



霧の中の大劔神社と御塔石（奥）



剣山御神水

登山リフトの終点西島から分かれる道のうち大劔コースを進むと、石灰岩の巨石「御塔石」を御神体とする大劔神社がある。少し斜面を降りた窪みが御神水の湧出場所で標高約1800mにある。ここは、かずら橋や祖谷溪などの観光スポットのある祖谷（いや）川の源流に当たる。水量は少ないが常に湧き出ているようで、備え付けられた柄杓でいただくと、山歩きで火照った体に冷たさが心地よく、味はまろやかである。同行者も皆そのように感じたようで、登山者にありがたい水である。石灰岩地帯だからミネラルが豊富とされ、周辺には石灰岩地帯に特有の、四国の山には珍しく豊かな植物群があり、山歩きに興味を加える。

剣山の頂上部は広大な笹原である。植生保護のための木道を歩きつめると、おへそのように石積みで保護され注連縄の張られた三角点を中心とする山頂に着く。霧のために周囲の眺望こそあまり得られなかったが上空の青空が我々を迎えてくれた。



剣山頂上部の笹原を行く登山者



剣山の山頂

（アクセス：徳島自動車道美馬 I.C. から山の越まで約1時間半。登山リフトで西島）

編集後記

水銀は自然界では比較的濃度が低く、火山の噴火の他には人間活動の影響が環境濃度に現れやすい元素です。過去には19世紀のゴールドラッシュで金の精製のために使われ環境中に多く排出もされました、特に20世紀以後は様々の産業で多く使われ、それによる世界的な汚染が今も進んでいます。水銀条約では、水銀の採掘や使用、水銀を含む製品の製造、大気への排出や水・土壌への放出の規制など様々の対策が設けられていますが、水俣病を経験した日本だからこそ、水銀による環境汚染の防止のための世界規模での諸対策でリードすることが期待されます。

さて、水銀対策法が成立した今国会には、別の意味で国際的な日本の立場を大きく変える安全保障関連法案も提出され、与党はこの国会で決めるとの構えでの国会延長。憲法学者からは厳しい指摘のある制度でもあり、しっかりと十分な審議を期待したいと思います。

カナダでの女子ワールドカップサッカーは、なでしこジャパンがオランダ、オーストラリア、イングランドなどを破り決勝に進出、強豪アメリカが相手ですが連覇を期待。

先月に引き続き最新の季節予報について。やはり7月は気温が低め、降水量が多めとの予報で、活発な梅雨になりそうです。低気圧・台風などの影響で前線活動が活発化するときには降雨災害にご注意ください。(A.F.)

業務のご案内

【水質調査】

工場排水、河川水、地下水、飲料水、水道水、プール水 等

【土壌】

地歴調査、土壌汚染状況調査、底質調査、溶出・含有試験 等

【大気・空気調査】

排ガス調査(施設排出ガス・ばい煙調査)、臭気・悪臭分析 等

【作業環境測定】

特定化学物質、粉じん、有機溶剤、金属、放射線、騒音、石綿 等

【騒音・振動測定】

騒音レベル、振動加速度レベル、工場騒音、建設騒音、交通騒音 等

【建物環境調査】

建材中石綿含有量、気中石綿濃度、シックハウス調査、遮音性能調査 等

【細菌・毒性試験】

微生物検査、動物実験 等

【ダイオキシン類分析】

大気、水質、底質、土壌等のダイオキシン類濃度 等

【環境負荷物質調査】

R o H s / E L V 指令対応

その他各種測定・分析・調査 お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 愛 研

(<http://www.ai-ken.co.jp>)

本 社 〒463-0037 名古屋市守山区天子田 2-710

電話(052)771-2717 FAX(052)771-2641

半田営業所 〒475-0088 半田市花田町 2-65

電話(0569)28-4738 FAX(0569)28-4749